



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計事務所通信

2012年11月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

HP : 「菅原会計」 検索！

通勤手当に所得税はかかる？

役員や従業員に通常の給与に加算して支給する通勤手当は、一定の限度額まで非課税となっています。

①交通機関（電車・バス等）を利用している場合

最も経済的かつ合理的な通勤方法での通勤定期券などの金額が非課税の限度額となります。その金額が1か月あたり10万円を超える場合には、10万円が限度額となります。

②マイカー・自転車を利用している場合

片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さ）に応じて、次のように定められています。

片道の通勤距離	1か月あたりの限度額
2km未満	(全額課税)
2km以上10km未満	4,100円
10km以上15km未満	6,500円
15km以上25km未満	11,300円
25km以上35km未満	16,100円
35km以上45km未満	20,900円
45km以上	24,500円



③交通機関とマイカー・自転車の両方を利用している場合

①と②の合計額が非課税の限度額となります。その金額が1か月あたり10万円を超える場合には、10万円が限度額となります。

1か月あたりの非課税の限度額を超えて通勤手当や通勤定期券などを支給する場合には、超える部分の金額を給与に上乗せして所得税の源泉徴収を行います。

パートやアルバイトなどの短期間雇い入れる人についても、月を単位にして計算します。

ご不明点等ございましたら、菅原会計までお問い合わせください。

年末調整や確定申告に必要な書類（保険料の控除証明書等）が送付される時期です。
なくさないよう保管しましょう。

